21—02　ＰＵＤＴ

補正命令及び審尋

１．　21—00 により審判請求書などの方式を調査した結果、方式上の不備を発見したときは、原則として補正命令又は審尋を行う。

(1) 補正命令（特§17③、§133①、②、実§41、意§52、商§56①、§68④）

特許庁長官又は審判長がする命令であって、審判請求書、特許（商標登録）異議申立書の方式上の不備（記載事項欠落、不明確、手数料未納（不足）等）の補正を命じるときに行う。

特許出願の拒絶査定不服審判における補正命令は、審判請求と同時に明細書、特許請求の範囲又は図面について補正がされた審判事件については特§162 の前置審査が解除されるまでは特許庁長官が行い、解除後及びそれ以外の事件については審判長が行う。

(2) 審尋（特§134④、実§39④、意§52、§68②、商§56①、§68④、§77②）

審判長がするものであって、請求の適法要件について事実関係を明らかにさせるため、事実関係は明らかであるが請求書などの表示を正確にさせるため、又は本案審理に入った後に事実関係を明らかにさせる必要が生じたときなどに行う（→37—02）。審尋によっても補正等がされず不備が解消しないときは、(1)の補正命令を行う。

２．　方式上の不備に対して補正命令又は審尋を行う前に、審判書記官又は審判官からの連絡により、手続者が自発的に補正し、その補正により方式上の不備が解消されるときは、当該手続補正書を受理し、補正命令又は審尋を行わない。

３．　方式上の不備が明らかな誤記又は軽微な誤り（例えば、「東京市千代田区・・・」、「株式会会○○○○」など。）であって、職権で訂正しても書類の趣旨が変わらないときは、補正命令又は審尋をすることなく、審判書記官は職

権で書類の訂正をすることができる。なお、職権で訂正するときは、電話・電子メールなどにより事前に手続者の了解を得る。

4． 無効、取消などの審判及び特許（商標登録）異議の申立てにおいて補正命令又は審尋を行うときは、請求書（特許（商標登録）異議申立書）副本の相手方への送達（送付）は、原則としてこれを見合わせ、手続補正書により適法に補正されたのちに副本送達（送付）をする。

5． 合議体が、不適法な審判の請求であって、その補正をすることができないものであると判断したときは、補正命令又は審尋を行うことなく、直ちに当該審判請求を審決をもって却下する（特§135、→22―01 の 8.(2)、61―04 の 3.など）。

（改訂 R5.12）